

2010年1月18日

消費者庁への公開質問状の回答について

平成21年11月23日付けで、「不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令」(消表対第47号)について、消費者庁に対して質問書を提出しました(質問書はこちらをご覧ください → <http://food-entaku.org/food-entaku20091123express.pdf>)。

その後、下記のような経緯で消費者庁表示対策課と面談するとともに、回答を得ることができましたので、ご報告するとともに私たちの意見を表明したいと思います。

平成21年11月23日	質問書提出(回答〆切12月7日)
同12月14日	回答が届いていないので問合せ
同12月18日	面談、文書での回答を再度要望
同12月28日	回答受領

平成21年12月18日(金)、消費者庁において、表示対策課と直接に意見交換を行いました。措置命令の中で優良誤認の根拠となる「事実」の一つとして『我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、一般的に安全性が高い等として一般消費者に好まれる傾向にある』と記載されていることについて、科学的な事実に基づいたものであるならその根拠を示し、もし、そのような消費者の意識が、科学的な事実に基づく実際の安全性と乖離している場合には、消費者庁からその乖離を埋める情報を消費者に丁寧に提供するように要望しました。また、先の質問書に掲げた質問①～③について、文書で回答くださるように重ねてお願いしました。

12月28日に、消費者庁表示対策課長からメールで以下のような回答を得ました。

記

ご質問の措置命令においては、『我が国で肥育された鶏の肉は、外国で肥育された鶏の肉に比べ、一般的に安全性が高い等として一般消費者に好まれる傾向にある』と記載のとおり、一般消費者の鶏肉についての選好について認定し、これに基づいて、本件表示の違法性の判断をしております。以上

私たちは、この回答について遺憾の意を表明します。私たちの質問に対してまったく回答していただいております。これが、消費者に軸足を置いた新組織かと思うと残念で仕方ありません。

私たちも、一般消費者の認識として上記のような傾向にあるということは理解できます。

しかし、行政が安全性にまで言及するからには、そこに根拠がなければ、まさに「優良誤認」の風評を広げることになります。そこで、まずは「一般的に安全性が高い」とする根拠を確認したわけです。消費者庁としては、根拠がなければ、「ない」と回答すべきです。回答しないのは根拠を持たないからか、そのような根拠の有無などはどうでもよいと考えているのかもしれませんが。嗜好や安心は科学的な検証からでは説明できない点もありますが、科学的事実を顧みず、ときとして誤っていることもある消費者意識に偏重し過ぎると、真の消費者利益を見落とす恐れがあります。科学的根拠のない「安全」は大変危ういもので、優良誤認に繋がると危惧します。

私たちの質問②（実際の安全性について科学的な事実を書き添えることについての消費者庁の考え）や、質問③（もし事実として安全性に問題がある場合に消費者庁が取るべき対応）に回答するためには、表示に関わる複数の省庁や担当部署との調整・連携が必要です。今後、必要な対応は迅速に行っていただきたいと思います。

12月18日の面談では、消費者に好まれる傾向にあるとする根拠についても質問しました。重要な内容がありましたが、面談内容について公開が不同意とされたのが残念です。ただ、今後とも消費者庁の食に関するさまざまな対応について、一般的な消費者の目線からしっかりとウォッチし、必要に応じて信頼関係を保ちつつ消費者庁とは意見交換をしていきたいと思いますので、先方の考えを尊重して面談内容は非公開とさせていただきます。

以上